

熊本県立大学附属図書館長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第4条の規定による附属図書館長の選考について、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 館長の任期は、2年とする。ただし、補欠の館長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 館長は、再任されることができる。ただし、連続して2期を超えて再任されることはできない。

(選考)

第3条 館長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 館長の任期が満了するとき。
- (2) 館長が辞任を申し出たとき。
- (3) 館長が欠けたとき。

2 館長の選考は、前項第1号の場合には原則として任期満了の日の30日前までに、同項第2号及び第3号の場合には速やかに行うものとする。

(選考の方法等)

第4条 館長の選考は、選挙により行う。

2 選挙資格を有する者は、本学の教授、助教授及び常勤の講師とする。ただし、長期出張者を除く。

3 被選挙資格を有する者は、本学の教授とする。

4 選挙は、投票により行い、有権者総数の3分の2以上の投票をもって成立する。

5 選挙は、単記無記名投票とし、投票総数の過半数を得た者をもって当選人とする。

6 前項において、過半数の得票者がいないときは、上位2位までの得票者について決選投票を行う。

7 前項の決選投票については、単記無記名投票とし、最多得票者をもって当選人とする。最多得票者が複数あるときは、抽選により当選人を決定する。

(不在者投票)

第5条 特別の事由により投票ができないときは、不在者投票を行うことができる。

(選挙管理)

第6条 館長選挙を管理するため、館長選挙管理委員会を置く。

2 館長選挙管理委員会は、各学部から2人ずつ選出された委員をもって組織する。

第7条 この規定に定めるもののほか、選挙の実施に関して必要な事項は、評議会の議に基づき、学長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和55年6月1日から施行する。

- 2 熊本女子大学附属図書館長選考規程(昭和 43 年 11 月 12 日制定)は廃止する。
- 3 この規程施行の際、現に在任している館長の任期は、この規程により定められたものとみなし、その起算日は、館長の就任した日とする。

附 則

この規程は、昭和 58 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 9 月 19 日から施行する。